第六款　製造産業局

第二十八条・第二十九条　（略）

（削る）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、五八四人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇〇人	
合計	八、〇一三人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、六五〇人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇一人	
合計	八、〇八〇人	

第六款　製造産業局

第二十七条・第二十八条　（略）

第二十九条　削除

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

２　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和七年九月三十日までの間	四、六六一人
合計	令和七年九月三十日までの間	八、〇九〇人

○国土交通省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	三九、七四二人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	三九、九八四人	